

後期高齢支援システム等標準化検討会
第2回検討会
令和4年3月18日 【資料4】

(別紙2) 機能・帳票要件

	大項目	中項目	機能ID	頁番号
後期高齢	1. 共通	1.1. システム共通	1.1.1 ~ 1.1.2	1
		1.2. 他システム連携	1.2.1 ~ 1.2.16	1
		1.3. マスタ管理機能	1.3.1 ~ 1.3.9	3
		1.4. データ管理機能	1.4.1 ~ 1.4.15	5
		1.5. 台帳管理機能	1.5.1 ~ 1.5.5	7
		1.6. 一覧管理機能	1.6.1 ~ 1.6.2	7
		1.7. 帳票出力機能	1.7.1 ~ 1.7.18	8
		1.8. 政令個別要件	1.8.1 ~ 1.8.7	9
	2. 被保険者資格	2.1. 住民情報異動等に伴う資格異動	2.1.1 ~ 2.1.9	10
		2.2. 被保険者証再発行	2.2.1	11
	3. 保険料賦課	3.1. 保険料賦課共通	3.1.1 ~ 3.1.7	12
		3.2. 暫定賦課	3.2.1 ~ 3.2.6	13
		3.3. 仮徴収額変更	3.3.1 ~ 3.3.7	14
		3.4. 確定賦課	3.4.1 ~ 3.4.11	15
		3.5. 異動賦課	3.5.1 ~ 3.5.11	16
		3.6. 口座振替依頼	3.6.1 ~ 3.6.4	18
		3.7. 納付方法変更	3.7.1 ~ 3.7.2	18
		3.8. 減免・猶予管理	3.8.1 ~ 3.8.2	18
		3.9. 所得把握	3.9.1	18
	4. 保険料収納	4.1. 保険料収納共通管理	4.1.1 ~ 4.1.9	19
		4.2. 収納消込（自主納付）	4.2.1 ~ 4.2.4	20
		4.3. 収納消込（口座振替）	4.3.1 ~ 4.3.7	20
		4.4. 収納消込（特別徴収）	4.4.1 ~ 4.4.4	20
		4.5. 還付・充当	4.5.1 ~ 4.5.13	21
		4.6. 納付証明書発行	4.6.1 ~ 4.6.2	22
5. 滞納管理	5.1. 滞納共通管理	5.1.1 ~ 5.1.10	23	
	5.2. 督促	5.2.1 ~ 5.2.8	23	
	5.3. 催告・猶予措置	5.3.1 ~ 5.3.12	24	
	5.4. 滞納処分	5.4.1 ~ 5.4.18	25	

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能 (実装すべき機能)	標準オプション機能 (実装しなくてもよい機能)	実装不可機能 (実装してはならない機能)	
1. 共通	1.1. システム共通	1.1.1.	文字 後期高齢支援システムでユーザー定義文字（外字）を利用できること。 ※1 文字セット、文字コード、文字符号化方式の扱いは、住民記録システム標準仕様書と同様とする。 ※2 後期高齢支援システムでの利用とは、画面、帳票、EUC等の全てを含む。			
		1.1.2.	アクセスログ管理 住民記録システム標準仕様書で規定されている「アクセスログ管理」と同様の要件でアクセスログを管理できること。			
	1.2. 他システム連携	1.2.1.	他システムデータ連携方式 他システムとのデータ連携（取得）において、ファイル連携によるデータ連携ができること。なお、広域標準システムとの連携インターフェースで規定されているデータ連携については、標準システムが指定するファイル連携方式（従前からのファイル連携）にて対応できること。	他システムとのデータ連携（取得）においては、REST (Representational State Transfer) によるデータ連携ができること。		REST連携については、デジタル庁の方針に記載はありものの他業務において機能要件として記載もないことから実装オプション機能として規定。
		1.2.2.		住登外取込・管理 住登外システムから連携データを受領し、住登外情報（異動情報を含む）を後期高齢支援システムで利用できること。 ※1 「住登外システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする。 ※4 個人番号(マイナンバー)も連携すること。 ※5 導入形態によって新規登録可否を選択可能になること		共通基盤からデータを取得する場合のインターフェース改修については、標準化対象外。
		1.2.3.	広域連合送付住登外情報作成 後期高齢支援システムにて管理する住登外情報を抽出し、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。 なお、連携する元データについては、住登外システムから連携されるデータ、または後期高齢支援システムで登録したデータのいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「1.4.2.」を参照。			広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。
		1.2.4.	住所地特例情報取込 広域標準システムから連携される住所地特例情報を使用し、特別徴収の81通知（通知内容コード（81）住所地特例該当者通知）作成に使用できること。	特別徴収の81通知（通知内容コード（81）住所地特例該当者通知）については、普通徴収者（*1）に対しても作成できること。 (*1)：過去に特別徴収だった者が減額更正等により普通徴収になった者 等 （具体的なケースは「要件作成における経緯・留意事項等」に記載）		広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 普通徴収者を81通知作成の対象としているのは既に住所地特例者になっていることにより、81通知を送付していた対象者について減額更正などにより特徴中止とする41通知を送付した場合、年金保険者で81通知も削除され、次の年次処理で住所地特例先に00通知が連携されないケースがある。（1回目の81通知の送付期間が前年の4月～当年の3月より前の場合）この対策方法として、81通知を再度年金保険者に上記の期間中に再送することで住所地特例先で捕捉されるようになるという年金保険者の仕様を踏まえて機能要件として記載している（なお、2回目の81通知は年金保険者でエラーとはなるが捕捉の判定には使用される）
		1.2.5.	支援対象者取込 個人情報の取り扱いに必要な支援対象者（DV被害者等）について、住民記録システムからのデータの取込、または必要に応じた照会ができること（宛名システム等を経由しても可）。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 ※2 連携頻度は随時・日次とする。	支援措置対象者に異動があった場合、異動リストを出力できること。		デジタル庁指定の資料でデータ連携要件として活用必須と定められたことを受け、実装必須として設定 宛名システムからデータを取得する場合のインターフェース改修については、標準化対象外
		1.2.6.	広域連合送付支援措置対象者情報作成 個人情報の取り扱いに必要な支援措置対象者（DV被害者等）について、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。 なお、連携する元データについては、住民記録システム（宛名システム等含む）から連携されるデータ、または後期高齢支援システムで登録したデータ（住民記録システムから連携されない住登外者も含む）のいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「1.4.11.」を参照。			現在の広域標準システムには既定の連携インターフェースがないため、今後、別途提示される後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に準じた仕様とすること。

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
		1.2.7.	広域連合送付支援措置対象者確認 広域連合向けの支援措置対象者情報を一覧等で確認できること。			
		1.2.8.		生活保護情報取込・管理 生活保護システムと連携し、生活保護情報（異動情報を含む）を後期高齢支援システムで利用できること。 ※1 「生活保護システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※3 連携頻度は週次・月次等とする。		生活保護対象であることが判明した場合、広域標準システムに適用除外として登録し、資格喪失させることになるが、適用除外対象者を広域標準システムに一括で連携するインターフェースはないため、連携インターフェースとして取り込む等の対応までは不要との判断。 (広域連合へ直接連携してほしいという要望が市区町村側では多数存在した)
		1.2.9.	送付先情報取込・管理 送付先管理システムと連携し、送付先情報（異動情報を含む）を後期高齢支援システムで利用できること。 ※1 「送付先管理システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする。			共通基盤からデータを取得する場合のインターフェース改修については、標準化対象外。
		1.2.10.	口座情報取込・管理 口座情報管理システムと連携し、口座情報（異動情報を含む）を後期高齢支援システムで利用できること。 【管理項目】 ・口座利用区分（口座振替、振込口座） ・金融機関種別（ゆうちょ銀行以外、ゆうちょ銀行） ・金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号 ・口座名義人カナ・口座名義人漢字 ・口座有効期間開始日・口座有効期間終了日 等 ※1 「口座情報管理システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする。	【管理項目】 ・納付方法（全期前納）		共通基盤からデータを取得する場合のインターフェース改修については、標準化対象外。
		1.2.11		取滞納管理システム連携1 取滞納管理システムに被保険者の情報を連携できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されている「被保険者情報」のインターフェースに準ずる。		取滞納管理システムとの連携はデジタル庁におけるデータ連携要件等で記載されないことを想定し、記載している。 なお、データ連携要件で規定された場合はそちらに準ずる。
		1.2.12		取滞納管理システム連携2 取滞納管理システムに保険料の情報を連携できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されている広域連合連携用の「期割情報」のインターフェースに準ずる。 ※1 出力する項目については、広域連合連携用情報の中から選択できること。		連携先システムが特定できないため、規定しているインターフェースで対応できない部分の連携項目追加等の対応については標準化対象外。 なお、納入方法コードについては、広域連合が規定する4種のコードのみだと、市区町村が管理する多様な収納方法が管理できなくなるため、後期高齢支援システム内での拡張を許容する記載としている。 (広域標準システム側を拡張可能とするかは申し送り事項)
		1.2.13		取滞納管理システム連携3 取滞納管理システムに滞納者の情報を連携できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されている広域連合連携用の「滞納情報」のインターフェースに準ずる。 ※1 出力する項目については、広域連合連携用情報の中から選択できること。		
		1.2.14		取滞納管理システム連携4 取滞納管理システムから連携される保険料の収納情報を取り込みできること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されている広域連合連携用の「収納情報」のインターフェースに準ずる。 ただし、納入方法コードについては、「01：窓口納付02：口座振替50：誤消取消90：その他」に連携する4つのコード以外にユーザが追加したものを使用できること。		
		1.2.15		取滞納管理システム連携5 取滞納管理システムから連携される保険料の滞納情報を取り込みできること。 【管理項目】 管理項目については、国民健康保険システムの標準仕様書における機能帳票要件「13 保険料（税）収納」において規定されている「滞納管理システムとの連携」における滞納管理システムからの連携項目を基本とする。（ただし、右記に記載の通り、滞納管理システムは特定のシステムとして連携先を規定できないため、管理項目が異なる場合は、標準化対象外として扱う。）		

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
		1.2.16	<p>連携データエラー対処 連携用データの取込時、または連携用データの作成時にエラーが発生した場合、エラー内容が確認できること。 また、エラー対応後、取込や作成等の再処理ができること。</p>			
1.3. マスタ 管理機 能		1.3.1.	<p>保険者マスタ管理 保険者に関する各種情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・保険者番号 ・保険者名 ・市町村コード ・都道府県名 ・市町村名 ・郵便番号 ・住所 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>			
		1.3.2.	<p>首長・職務代理人管理 通知書等の出力において、首長や職務代理人等の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・職務区分（首長、職務代理人、その他） ・職務者名 ・職務者肩書 ・職務者期間開始日 ・職務者期間終了日 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>			
		1.3.3.	<p>文書番号管理 通知書等の出力において、印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・帳票名 ・文書番号出力有無 ・文書番号接頭語 ・文書番号接尾語 等 ※1 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※2 文書番号の出力有無も管理できること。</p>			
		1.3.4.	<p>電子公印等管理 通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票ごとに公印の種類および印影を管理できること。 なお、公印については自治体の公印のみではなく、広域連合の公印も管理できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>			<p>広域連合の公印については保険料の年額通知と納入通知を市区町村の統一様式とするに際し、年額通知の印刷時に必要となるため。</p>

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装しなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
		1.3.5.	<p>問い合わせ先情報管理 通知書等の出力において、印字する問合せ先情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・帳票名 ・問合せ先出力有無 ・問合せ先コード（組織単位） ・担当部署名 ・担当部署郵便番号 ・担当部署住所 ・担当部署電話番号 等</p> <p>※1 管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする。 ※2 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※3 問合せ先情報の出力有無も管理できること。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>	<p>【管理項目】 ・担当部署FAX番号 ・担当部署メール 等</p>		
		1.3.6.	<p>不服申立先情報管理 通知書等の出力において、教示文にある不服申立先情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>※教示文中にある〇〇市、〇〇市長も含む。</p> <p>【管理項目】 ・不服申立先コード ・不服申立先保険者名 ・不服申立先都道府県名 ・不服申立先都道府県郵便番号 ・不服申立先都道府県住所 ・不服申立先都道府県電話番号 等</p> <p>※1 管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする。</p>	<p>※2 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※3 不服申立先情報の出力有無も管理できること。</p>		
		1.3.7.	<p>金融機関情報管理 金融機関情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・金融機関コード ・金融機関名 ・金融機関名カナ ・有効開始日 ・廃業日 ・店舗コード ・店舗名 ・店舗名カナ ・本店支店区分 ・店舗有効開始日 ・店舗廃業日 等</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 統廃合により廃止となった情報も含むこと。</p>	<p>※3 全銀協フォーマットの金融機関・支店情報データより更新情報の取込ができること。</p> <p>【管理項目】 ・手形交換所番号 ・店舗郵便番号 ・店舗住所 ・店舗電話番号</p>		
		1.3.8.	<p>システム設定値管理 以下の値について、システム上、ユーザが変更可能と定義しているものについては、登録・修正・削除（ただし、システム上削除することが認められている値のみ）・照会ができること。</p> <p>・システムの挙動について変更可能とするための設定値 ・システム内でコードマスタ化されているもの</p>			
		1.3.9.	<p>全国住所辞書管理 住民記録システム標準仕様書で規定されている「住所辞書管理」と同様の要件で住所辞書を管理できること。</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。</p>			

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書		要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	
1.4. データ 管理機 能	1.4.1.	住民記録情報管理 後期高齢支援システムにて、住民記録情報（対象者および世帯員）を照会でき、異動内容を確認できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。	必要に応じて、対象者の住民記録情報を登録・修正・削除できること。 ※2 特別事情（DV等）に関する情報も連携される場合は、該当者として識別できること。 ※3 住民記録情報等から連携する場合、連携される項目はすべて管理し、連携項目以外の項目も管理できること		
	1.4.2.	住登外情報管理 住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。			
	1.4.3.	通称名管理 外国人の通称名情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・通称名 ・通称名フリガナ ・本名通称名区分 等 ※1 住民記録システムで管理されている場合、データを連携し後期高齢支援システムにて利用できること。			介護保険の標準仕様書では日本人の通称名も管理対象とされているが、広域標準システムに連携するインタフェースが改訂されない限り、後期高齢支援システムで管理しても用途がないため、日本人の通称名については要件として規定していない。
	1.4.4.	不現住（居所不明者）管理 対象者の不現住（居所不明）に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。	【管理項目】 ・不現住区分 等		
	1.4.5.	送付先登録 対象者の送付先情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・送付先利用区分 （保険料賦課、保険料収納等） ・送付先名 ・送付先住所 ・送付先使用開始日 ・送付先郵便番号 ・送付先方書 ・送付先使用終了日 等 ※1 対象者の送付先情報を事業単位（被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等）で管理できること。 ※2 他システムを参照し表示することで保持しない場合を含む（ただし、その場合は、各処理実施時に他システムを参照し、送付先の判定、処理を行うことができることが前提となる）。また、他システムから連携される送付先のみをマスタとして取り扱う場合は、照会のみを必須要件とする。	【管理項目】 ・送付先利用区分 （被保険者資格） ※3 履歴管理できること		
	1.4.6.	連絡先管理 対象者の連絡先情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・連絡先名 ・連絡先電話番号 ・連絡先使用開始日 ・連絡先使用終了日 等 ※1 他システムを参照し表示することで保持しない場合を含む（ただし、その場合は、各処理実施時に他システムを参照し、連絡先の判定、処理を行うことができることが前提となる）。また、他システムから連携される連絡先のみをマスタとして取り扱う場合は、照会のみを必須要件とする。	【管理項目】 ・連絡先備考（連絡優先順や連絡先の付帯情報等） ※2 対象者の連絡先情報を事業単位（被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等）で管理できること。 ※3 履歴管理できること		

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書		要件作成における経緯・留意事項等	
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）		実装不可機能（実装してはならない機能）
		1.4.7.	<p>口座情報管理 対象者の口座情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座利用区分（振込・引落） ・金融機関種別 （ゆうちょ銀行以外、ゆうちょ銀行） ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ ・口座名義人漢字 ・口座有効期間開始日 ・口座有効期間終了日 ・公金口座区分（対象口座が公金口座かどうか）等 <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外</p>	<p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうちょ銀行記号 ・ゆうちょ銀行番号 ・更正日 		
		1.4.8.	<p>金融機関統廃合対応 統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、登録済みの口座で該当するデータが存在する場合、統廃合後の状態に一括で更新できること。</p> <p>※1 他システムを参照し表示している場合、更新の処理は対象外。</p>	<p>※2 金融機関の統廃合や支店の廃止等により使用できない口座情報が登録されている対象者を確認できること</p>		
		1.4.9.	<p>世帯情報管理 対象者（転出者・住登外者も含む）の世帯情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯番号 ・宛名番号（世帯主、世帯員）等 <p>※1 他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 世帯員の住民記録情報・住民税情報等は、被保険者と同様に管理する場合や他システムを参照し表示することで保持までしない場合等を含め、結び付けができること。</p>			
		1.4.10.	<p>特記事項（メモ情報）管理 対象者に関する特記事項を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務区分 （被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等） ・特記区分（相談記録、メモ情報等） ・有効期間開始日 ・有効期間終了日 ・特記事項等 			
		1.4.11.	<p>支援措置対象者情報登録 支援措置対象者における特別事情（DV等）に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。 また、該当する対象者に対して、以下の操作を行う場合は、注意喚起を表示する等、必要な配慮ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の住所を表示する ・対象者の電話番号を表示する ・対象者に帳票を出力する <p>【管理項目】 デジタル庁が規定する連携要件において住民記録システムから連携される情報を基本とする。</p> <p>※1 住民記録システム（宛名システム）等を参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 住民記録システム（宛名システム）等を参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外</p>	<p>支援措置対象者として登録された対象者について、帳票の一括発行における出力対象となった場合、以下のいずれかの対応が可能となっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該対象者について帳票の出力対象外とし、出力対象外とした旨が一覧として確認できるようにし、その後、個別に出力可能となっていること。 ・帳票の出力順で支援措置対象者を束分けし、確認が容易となるようにすること。 <p>※2 DVに関する情報について、住民記録情報の連携により登録された情報と、後期高齢支援システムにて登録した情報を区別して管理できること。</p>		<p>左記の支援措置対象者に対する機能要件については、広域標準システムで実装している機能を要件としている（市町村支援システムとの機能差異がなく、支援措置対象者に対して統一した対応となることを意図している）。</p> <p>そのため、介護保険においては住所を非表示にするなどの要件の記載があるが、広域標準システムで実装していないことから、当該機能は要件としていない。</p>
		1.4.12.	<p>公示送達管理 通知書の返戻に伴う公示送達対象者情報が登録・修正・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送達物名称 ・文書番号 ・発行日 ・送達日 ・公示対象区分 ・公示日 ・公示終了日 ・送付先名 ・送付先郵便番号 ・送付先住所 ・送付先方書等 <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。</p>			<p>公示送達について、高齢者の医療の確保に関する法律第百十二条にて規定している。</p>

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
		1.4.13.	各情報照会管理 後期高齢支援システムで管理する情報について、各画面にて確認できること。 【主な情報】 ・資格情報 ・送付先情報 ・特記事項情報 ・特別事情（DV等）に関する情報 ・保険料取滞納情報 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。			
		1.4.14.	住登外者個人番号管理 住登外者の個人番号（マイナンバー）を照会できること。 ※1 他システムを参照し表示している場合、個人番号の登録・修正・削除の処理は対象外。	必要に応じて、登録・修正・削除できること。		
		1.4.15.	個人番号照会 各台帳画面等で対象者を特定した際、処理状況等により個人番号を確認できること。 ※1 番号法別表第一の要件を満たす個人番号の確認ができること。 ※2 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと。 ※3 所属や職員により利用権限設定できること。			
1.5. 台帳管理機能	1.5.1.	対象者検索 対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、宛名番号、個人番号、住所等で検索できること。 ※1 個人番号での検索は番号法別表第一の要件を満たす台帳画面のみで利用できること ※2 個人番号での検索は所属や職員により設定された権限設定にならうこと。	対象者の検索において、世帯番号、電話番号で検索できること。 ※ 検索時に利用する項目として、住民記録情報や被保険者資格情報（合併前後や政令指定都市の区間異動前後）が利用できること。		個人番号での検索は番号法別表に基づく事務となるが、後期高齢支援システムでは、公金口座に関する受付登録において個人番号を使用することを想定して記載している。	
	1.5.2.	あいまい検索 氏名、カナ氏名検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。 ※ 住民記録システム標準仕様書「検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も含まれた検索ができること」を除いた部分を対象とする。				
	1.5.3.		検索履歴管理 対象者を検索する際、直近で使用した被保険者番号等を再入力せずに継続利用できること。			
	1.5.4.	画面チェック機能 必須入力項目を容易に判別でき、誤入力防止として保存前にチェックし、エラーや警告等のメッセージを表示できること。				
	1.5.5.	検索上限管理 各業務の一覧画面において、一覧表示できる上限を超えるデータを取得する検索条件が設定された場合は、エラーとして検索条件の再設定を促す仕組みにすること。 ※ 検索前に表示件数を指定できる等により、検索結果を分割して表示できるような仕組みを含む。				
1.6 一覧管理機能	1.6.1.	EUC機能 後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・抽出条件は、各事業にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ・抽出する際は、一般的な演算子（and/or、＝、≠、>、<、≥、≤等）に対応していること。 ・表示（出力）する履歴は、抽出条件の該当履歴等、任意に指定できること。 ・設定した抽出条件、表示項目、表示順を保存でき、抽出時に再度利用できること。 ・コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。 ・外字は正しく表示できること。 ・一覧帳票やCSVファイル等、加工可能なデータ形式で出力できること（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること）。 ・DV対象者が含まれている場合は気づけること。	・表示（出力）する履歴は、最新履歴、全履歴について指定できること。 ・宛名領域に対して文字溢れしている場合や、未登録外字が含まれている場合に気づけること。 ・政令指定都市の場合は、市全体と構成区ごとに抽出や表示（出力）ができること。		EUC機能において、画面での表示やCSVデータ出力等の表示・出力方法を限定するものではない。実現方法はシステム（事業者）による創意工夫の範疇と考えている。	
	1.6.2.		EUC（集計）機能 一覧におけるEUC機能の1つとして、抽出したデータの集計機能を保有していること。			

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
1.7. 帳票出力機能	1.7.1.	宛名シール、文書作成 出力対象として指定した被保険者番号を入力条件とし、指定した条件に該当する対象者の宛名ラベル、または窓あき封筒に対応した宛名シートを出力できること。 <宛名ラベル> ■帳票詳細要件 シート：共通-01■ <宛名印刷> ※窓あき封筒に対応した宛名シート ■帳票詳細要件 シート：共通-02■ ※ 出力する情報は対象者の送付先に対応すること。				
	1.7.2.	カスタマーバーコード出力 宛名を印字する帳票において、宛名情報からカスタマーバーコードが出力できること。				
	1.7.3.	電子公印出力 通知書等において、電子公印に対応していること。 なお、電子公印は複数管理でき、必要に応じて切り替えができること。				
	1.7.4.	首長・職務代理人出力 通知書等において、管理している首長や職務代理人等を印字できること。				
	1.7.5.	通称名出力 通知書等において、管理している通称名が対象者氏名として出力できること（通称名の管理対象は外国人）。				
	1.7.6.	口座番号マスク機能 通知書等の外部帳票に口座情報（口座番号）を印字する場合は、アスタリスク等を印字できること。	※1 口座番号をアスタリスク等で伏せる場合、開始位置と桁数を指定し伏せる箇所を設定できること			
	1.7.7.	文書番号出力 文書番号を伴う通知書の出力時は、前後の記号文字も含めて文書番号を印字できること。	※1 文書番号未入力時は、文書番号の前後の記号文字も含めて印字しないこと。 ※2 文書番号の前後の記号文字は、帳票ごとにパラメタ等で設定できること。 ※3 文書番号は文書番号記号ごとの年度ごとに自動付番できること。 ※4 自動付番の利用有無をパラメタ等で設定できること。 ※5 自動付番した番号は画面表示させ修正できること。			
	1.7.8.	通知書発行日出力 各種通知書等に対して発行日を設定でき、出力できること。				
	1.7.9.		申請書、通知書等出力（値なし） 各種申請書や届出書、通知書等に対して対象者情報等を出力せず空欄のまま出力できること。			
	1.7.10.		敬称付与機能 帳票に出力する対象者情報に応じて、敬称を付けたり、文言を付加したり、置き換えたりできること。 <設定例> ・個人の場合、「様」を付加 ・死亡による資格喪失者の場合、「ご家族様」「ご遺族様」の付加や置き換え			
	1.7.11.		印刷関連機能 大量印刷については一括印刷に対応すること。また、個別にオンライン印刷が可能であること。			
	1.7.12.		外部委託用ファイル作成 外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む）をCSV形式のファイルやPDFファイル等の電子データで作成できること。			作成した印刷用のファイルを外部委託業者用に成型する機能は標準化対象外

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
		1.7.13.	未登録外字、文字切れ等検知機能 帳票の一括出力処理やバッチ処理を行う場合、対象者の状態（資格喪失、外字未登録、文字オーバー、特殊事情の有無等）に応じて、該当者のリストを出力できること。 ※1 作成対象とする帳票は、住民等の外部帳票は必須とし、それ以外の帳票はオプションとする ※2 作成するリストの項目は、対象者情報（氏名、住所、被保険者番号等）と対象者の状態（資格喪失、外字未登録、文字オーバー等）を必須とし、その他の項目は標準オプションとする ※3 EUC機能を利用して実装する場合は後期高齢共通「1.6 一覧管理機能」に記載のEUC機能の要件を満たすこと			
		1.7.14.	一括処理時一覧出力機能 各種一括処理（データ取込、データ出力、帳票出力）を実行した場合、処理対象データを一覧等で出力できること。 ※1 住民向け帳票を一括出力する場合、送付先を含む対象者のリストを一覧等で出力できること。	※1 住民向け帳票を一括出力する場合、集配局を含む対象者のリストを一覧等で出力できること。		
		1.7.15.		オンライン帳票出力 画面より帳票を出力する機能において、出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票が一覧形式で表示され、出力する帳票を指定できること。		
		1.7.16.	帳票プレビュー機能 各種帳票を出力する前に帳票の出力イメージをプレビュー表示し確認できること。			
		1.7.17.	帳票発行履歴管理 帳票の発行履歴を管理できること。 ※1 帳票のプレビュー表示では発行履歴は作成せず、紙やデータで出力した場合のみ作成すること ※2 発行履歴の管理対象として、住民等の外部帳票は必須とする			
		1.7.18.	帳票再発行機能 出力済の帳票を発行履歴から指定し、出力した時点の帳票と同じ内容で再出力できること。	再出力する帳票のうち、一括で出力した帳票の場合は、作成した時に設定された帳票に関するパラメタ情報（出力対象期間や出力内容等に関する設定）を確認できること。 ※1 帳票で複数名分を出力した帳票の場合、再出力の対象者を特定できること。		
1.8. 政令個別要件	1.8.1.			【指定都市個別要件】 区間異動に伴う宛名情報の異動に対応できること。		政令指定都市固有の要件は、実装オプションとして いる。
	1.8.2.			【指定都市個別要件】 各業務にて申請や届出は被保険者資格の管理区でのみ登録できること。 ただし、管理区以外でも照会はできること。		
	1.8.3.			【指定都市個別要件】 各業務にて処理中に区間異動した対象者の情報に対して、業務に応じて該当情報を処理すべき区で処理できること。		
	1.8.4.			【指定都市個別要件】 通知書や出力する区の情報や公印、文書番号等について、被保険者の居住区や申請した区等を踏まえて出力できること。		
	1.8.5.			【指定都市個別要件】 各業務で使用するリストや帳票等については、市と管理区単位に出力できること。		
	1.8.6.			【指定都市個別要件】 EUC機能を用いたデータ出力や集計機能について、市全体と管理区ごとの情報を作成ができること。		
	1.8.7.			【指定都市個別要件】 市と管理区の保険者情報をそれぞれ管理し、処理制御や利用権限等を設定できること。		

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能 (実装すべき機能)	標準オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)	実装不可機能 (実装してはならない機能)	
2. 被保険者資格	2.1. 住民情報異動等に伴う資格異動	2.1.1.	<p>住記異動情報登録 住民記録システムから連携される住記異動情報 (外国人を含む) 等を基に、住民記録情報の異動更新 (登録・照会・修正・削除) を行えること。</p> <p>【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</p> <p>※1 「住民記録システムから連携される」は、住民記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み (サブセット化) は問わず、後期高齢支援システムで利用できること ※3 他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。</p>	<p>※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。 ※4 個人番号 (マイナンバー) も併せて異動更新を行えること。</p>		<p>管理項目は、デジタル庁による連携要件で規定されることとなる。 原則、最低限必要な項目として広域標準システムに連携する項目を管理上、必須とすると記載している。(データ連携要件の内容に応じて記載は今後、見直しされる)</p> <p>共通基盤からデータを取得する場合のインタフェース改修については、標準化対象外。</p>
		2.1.2.		<p>住記異動対象者確認 住記異動情報を一覧等で確認 (履歴を含む) できること。</p>		
		2.1.3.	<p>年齢到達者等把握 住民記録情報を基に年齢到達者等を把握できること。</p>	<p>※1 広域連合送付を目的として、年齢到達者に対する異動更新ができること。 送付済みの年齢到達者に対する異動の把握ができること。 ※2 異動更新は基本的に自動での更新とすること。※1の異動の把握は自動でできること。 ※3 必要に応じて手動での更新も可能とすること。※1で把握する対象者についてはシステム内に異動の結果を反映できること。</p>		
		2.1.4.	<p>広域連合送付住民基本台帳情報作成 広域連合向けの住民基本台帳情報を作成できること。</p> <p>※1 抽出対象 被保険者および世帯構成員の異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報 (世帯単位) 74 歳以上の転入者および世帯構成員の情報 (世帯単位) 65 歳以上75 歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報 (世帯単位) 65 歳以上75 歳未満で、障害認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報 (世帯単位) 上記にて送付した住民が異動した場合、その異動情報</p>	<p>※2 指定した日付以降の異動全件を作成対象とすることもできること。 ※3 任意の対象者 (送付済みの対象者も含む) について選択し、作成することも可能であること。 ※4 作成した対象情報を管理できること。</p>		<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。</p> <p>抽出対象については、広域標準システムの要求仕様として記載されているが広域連合毎に市区町村に要求する条件が左記条件を逸脱しているケースがあるとの意見があった。広域連合における要求事項の統一が望まれる。</p>
		2.1.5.	<p>広域連合送付住民基本台帳作成対象者確認 広域連合向けの住民基本台帳情報を一覧等で確認できること。</p>	<p>※1 連携対象者のうち、未登録外字対象者 (●で送付した対象者) について把握ができること。</p>		
		2.1.6.	<p>被保険者情報登録 広域連合から送付される被保険者情報 (広域連合→市区町村) を基に、被保険者情報の異動更新 (登録・照会・修正・削除) を行えること。</p> <p>※1 被保険者情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</p>			<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。</p>

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
		2.1.7.		<p>被保険者情報作成 被保険者情報を作成できること。</p> <p>※1 広域連合から受領した被保険者情報をそのまま住民記録システムに引き渡すことができない場合に、後期高齢支援システムで住民記録システム等に連携するための被保険者情報を作成できること。 （「住民記録情報へ連携」とは、住民記録システムとの連携のみを指しているのではなく、住民記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む）</p>		<p>住民記録システム標準仕様書上、被保険者の資格については連携必須とされているが、被保険者番号は取り込みについて実装不可として規定されている。ただし、この番号を連携不可すると入力誤りなどにより住登外者について宛名番号が重複した場合に同一人物とみなされてしまうなどの問題が発生する可能性があるため、「被保険者番号」を実装不可項目として規定することはしていない。（住民記録システム側に連携されても取り込まれないだけと想定）</p> <p>なお、本機能はデジタル庁のデータ連携要件で住民記録システムに連携する項目が広域標準システムの連携項目と規定された場合は、不要な機能になると想定。</p>
		2.1.8.		<p>被保険者情報修正 イレギュラーケースの対応として被保険者情報（履歴を含む）の修正が手動でできること。</p> <p>※1 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、住民記録情報の管理項目と異なる値を入力した際などに警告を促すことができること。</p>		<p>広域連合側からの連携データの取込漏れ等のイレギュラーなケースで、データ修正の要件が発生した場合の機能として規定。</p>
		2.1.9.		<p>被保険者証情報登録 広域連合から送付される被保険者証発行用情報（広域連合→市区町村）を取り定めること。</p> <p>※1 被保険者証発行用情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者番号 ・宛名番号 ・発行日 ・文章番号 ・内容 等 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</p>		<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に定められている。</p>
	2.2. 被保険者証再発行	2.2.1.		<p>被保険者証再作成 「被保険者証」「短期被保険者証」を再出力できること。</p> <p>※1 広域標準システムから連携される被保険者証発行情報を一切改変せずに出力すること。</p> <p>被保険者証、短期被保険者証の帳票様式については広域標準システムで出力する様式に準ずることとし、後期高齢支援システムの標準仕様書として規定は行わない。</p>	<p>被保険者証作成 新規に「被保険者証」「短期被保険者証」を出力できること。</p> <p>※1 広域標準システムで出力した内容を一部でも変更して発行することを指す。</p>	<p>広域連合が発行した被保険者証と異なる被保険者証を発行することはオンライン資格確認システムへの連携等で不備が発生するため、実装不可としている。</p> <p>再発行は、広域標準システムにも機能があるため、機能の二重開発となるが、広域標準システムの端末が設置されていない支所などで後期高齢支援システムから再発行を実施しているようなケースを踏まえ、再発行のみを可能として定義した。</p>

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等	
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）		
3. 保険料 賦課	3.1 保険料 賦課共 通	3.1.1.	保険料管理 期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・期別情報（期別設定、徴収月、および普通徴収の暫定賦課の実施有無） ・4月捕捉以外の追加捕捉対象者の特別徴収開始に関する情報（6月・8月に特別徴収候補者として抽出された対象者の特別徴収開始月について、「6月抽出は12月開始・8月抽出は翌年2月開始」か「6月抽出・8月抽出ともに翌年4月開始」か）等				
		3.1.2.	各種基準情報一覧確認 期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報を一覧等で確認できること。				
		3.1.3.	保険料情報照会 対象者の特別徴収（特別徴収判定結果（特別徴収にならなかった理由を含む）を含む）に関する情報が照会できること。				
		3.1.4.	所得・課税異動情報登録 税務システム等から連携される所得・課税異動情報を基に、所得・課税情報の異動更新（登録・照会・修正・削除）を行えること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。 ※1 「税務システム等から連携される」は、税務システム以外に共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること ※3 他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。	※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 手動での更新の際、各所得入力項目間の整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。		管理項目は、デジタル庁による連携要件で規定されることとなる。 原則、最低限必要な項目として広域標準システムに連携する項目を管理上、必須とすると記載している。（データ連携要件の内容に応じて記載は今後、見直しされる） 共通基盤からデータを取得する場合のインタフェース改修については、標準化対象外。	
		3.1.5.		所得・課税異動対象者確認 所得・課税異動情報の更新対象者を一覧等で確認できること。			
		3.1.6.	広域連合送付所得・課税情報作成 所得・課税情報（市区町村→広域連合）を作成できること。 ※1 抽出対象(年次) 被保険者および世帯構成員の所得異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報（世帯単位） 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報（世帯単位） 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報（世帯単位） 65歳以上75歳未満で、障害認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報（世帯単位） ※2 抽出対象(月次) 上記※1に加えて、広域連合に送付済みの住民に対して所得異動が発生した場合、その所得異動情報	※3 指定した日付以降の異動全件を作成対象とすることもできること。 ※4 任意の対象者（送付済みの対象者も含む）について選択し、作成することも可能であること。 ※5 作成した対象情報を管理できること。		広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 抽出対象については、広域標準システムの要求仕様として記載されているが広域連合毎に市区町村に要求する条件が左記条件を逸脱しているケースがあるとの意見があった。広域連合における要求事項の統一が望まれる。	
		3.1.7.	広域連合送付所得・課税対象者確認 広域連合向けの所得・課税情報を一覧等で確認できること。				

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
	3.2. 暫定賦課	3.2.1.		保険料情報登録 広域連合から送付される保険料情報（広域連合→市区町村）を基に、保険料情報の更新（登録・照会）を行えること。 ※1 保険料情報を管理できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。		広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 暫定賦課関連の機能は実施ユーザが少ないことを踏まえ、標準オプションとした。
		3.2.2.		保険料情報更新対象者確認 保険料情報（広域連合→市区町村）の更新対象者を一覧等で確認できること。		
		3.2.3.		期割額算定 賦課期日時点での資格保有者を対象に、暫定賦課の対象者を抽出し、暫定賦課に伴う期割の登録・照会・修正・削除ができること。 ※1 普通徴収者は、前年度の確定保険料額等を基に、暫定賦課が行えること。 【管理項目】 ・被保険者（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所） ・相当年度※1 ・賦課管理番号 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法 ・決定年月日、決定理由 ・期割情報（期別、普通徴収額、納期限）等 ※1 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 相当年度：保険料賦課の対象となる年度		
		3.2.4.		通知書・納付書作成 期割処理の行われた対象者について、「暫定保険料額決定通知書 兼 納入通知書」、「納付書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-02■ ■帳票詳細要件 シート：賦課-05■ ※1 各種通知書、納付書の発行一覧を出力できること。 ※2 納入通知書について、以下の山分けができること。 ・納付方法（普徴（自主）、普徴（口座））単位 ・被保険者単位 ・相当年度単位 ※3 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.（※2、※5）の記載と同様。		
		3.2.5.		広域連合送付期割結果情報作成 広域連合向けの期割結果情報を作成できること。 ※1 期割情報（市区町村→広域連合）を作成すること。 ※2 作成した対象情報を管理できること。		広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。
		3.2.6.		広域連合送付期割対象者確認 広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。		

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	要件作成における経緯・留意事項等
	3.3. 仮徴収額変更	3.3.1.	<p>対象者確認・対象範囲設定 特別徴収者で仮徴収額の平準化（増額・減額）の必要な者を抽出し、仮徴収額平準化の更新の対象とすることができること。</p> <p>※1 仮徴収額の平準化の対象は「6月および8月の徴収額」と「8月の徴収額」の2通りの運用から選択できること。 ※2 特別徴収の仮徴収額の平準化を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。 ※3 仮徴収額の平準化時の期別保険料額算出方法について、型1、型2のどちらかで算出するか選択できること。 ・型1：6月から翌年2月までの徴収額が同一となるように設定する。 ・型2：10月以降の徴収額が平準化されるように設定する。</p>		<p>※4 後期高齢者医療保険と介護保険の特別徴収額の合計が年金受給額を超える場合、および1/2を超える場合は一覧で確認できること。なお、介護保険の仮徴収額変更結果を取り込んだ場合は、その変更後の内容を加味して1/2判定を行うこと。</p>	<p>仮徴収額変更における介護保険との1/2チェックは厚生労働省ホームページにて公開されている資料（介護・国保・後期高齢者保険料（税）の特別徴収）内に“※ 仮徴収額変更の際は、1/2判定は行いません。”と記載があることより、実装不可とした。 <資料掲載先> 厚生労働省ホームページ 『介護保険、国保健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の特別徴収関係資料（確定版）について』 https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/05.html ↳『介護・国保・後期高齢者保険料（税）の特別徴収』 https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/pdf/05-1d.pdf</p>
		3.3.2.	<p>仮徴収額変更（平準化） 個人単位で仮徴収額の平準化の登録・照会ができること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所） ・相当年度※2、賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法※3、特別徴収義務者※3、特別徴収対象年金※3 ・変更年月日、変更理由 ・期別保険料額※3（期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限） ・仮徴収変更後期割額 等</p> <p>※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度</p>	<p>仮徴収額変更（平準化） 個人単位で仮徴収額の平準化の修正・削除ができること。</p> <p>※3 賦課更正前と賦課更正後の情報を保持。</p>		
		3.3.3.	<p>仮徴収額変更通知作成 以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収各種異動情報（仮徴収額変更通知）</p> <p>【管理項目】 ・国保連合会とのインタフェースに準拠</p>			
		3.3.4.	<p>仮徴収額変更通知確認 後期特別徴収各種異動情報を一覧等で確認できること。</p>			
		3.3.5.	<p>納入通知書作成 賦課処理の行われた対象者について、「保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 保険料額決定（変更）通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額（仮徴収）変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：賦課-01■</p>	<p>※1 通知書の発行一覧を出力できること。</p>		
		3.3.6.	<p>広域連合送付期割結果情報作成 広域連合向けの期割結果情報を作成できること。</p> <p>※1 期割情報（市区町村→広域連合）を作成すること。</p>	<p>※2 作成した対象情報を管理できること。</p>		<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。</p>
		3.3.7.	<p>広域連合送付期割対象者確認 広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。</p>			

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
3.4. 確定賦課	3.4.1.	保険料情報登録 広域連合から送付される保険料情報（広域連合→市区町村）を基に、保険料情報の更新（登録・照会）を行えること。 ※1 保険料情報を管理できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。	保険料情報登録 広域連合から送付される保険料情報（広域連合→市区町村）を基に、保険料情報の更新（修正・削除）を行えること。		広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	
		保険料情報更新対象者確認 保険料情報（広域連合→市区町村）の更新対象者を一覧等で確認できること。				
		特別徴収対象者情報登録 国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を登録・照会できること。 ・後期特別徴収対象者情報 【管理項目】 ・国保連合会とのインターフェースに準拠				
		特別徴収依頼通知（介護保険）情報（制度間インターフェース）登録 後期高齢支援システムにて特別徴収依頼処理を行うため、介護保険担当課から受領した以下の特別徴収依頼に関する情報を登録・照会できること。 ・特別徴収依頼通知（介護保険）情報（制度間インターフェース） 【管理項目】 ・制度間インターフェース（※1）に準拠 ※1 平成18年12月4日に提示した「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険庁－国保中央会間）」のインターフェース仕様に、市町村内の制度間における情報交換仕様としての項目を追加したもの。			システムによって、以下の2つの取込を前提としているシステムがあったが、データ項目としては、制度間インターフェースのみで事足りるため、運用統一のために制度間インターフェースのみを機能要件として記載している。 ・介護特別徴収依頼情報 ・特別徴収依頼通知（介護保険）情報（制度間インターフェース）	
		特別徴収対象者把握 特別徴収対象者情報、特別徴収依頼通知（介護保険）情報（制度間インターフェース）と、システムで管理している被保険者情報を突合・紐付し、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。 ※1 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。	※2 個別に紐付けの解除ができること。			
		期割額算定 確定賦課に伴う期割の登録・照会・削除ができること。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所） ・相当年度※2 ・賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収対象年金 ・決定年月日、決定理由 ・期別保険料額（期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限）等 ※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ※3 特別徴収対象とならなかった者、および納付方法変更の認定者は、普通徴収者とできること。 ※4 4月以前に資格喪失し、広域連合から保険料情報が送付されなかった被保険者について、市区町村別保険料額を0円に更正することができること。	確定賦課に伴う期割の修正ができること。 ※5 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。			
		特別徴収依頼情報作成 以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収依頼情報（特別徴収依頼通知） 【管理項目】（各情報共通） ・国保連合会とのインターフェースに準拠				
		特別徴収依頼情報確認 後期特別徴収依頼情報を一覧等で確認できること。				

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	要件作成における経緯・留意事項等
		3.4.9.	<p>保険料決定（変更）通知書兼納入通知書・納付書作成 期割処理の行われた対象者について、「保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 保険料額決定（変更）通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額（仮徴収）変更通知書、特別徴収中止通知 書」、「納付書」を作成できること。 「8月の徴収額」を指定して仮徴収額変更（平準化）を実施している場合もその内容を反映した上記の通知 書を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：賦課-01■ ■帳票詳細要件 シート：賦課-05■</p> <p>※1 通知書について、以下の山分けができること ・納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座））単位 ・被保険者単位 ・相当年度単位 ※2 納付書については、金融機関・郵便局・コンビニで使用できる納付書を出力できること</p>	<p>※3 各種通知書、納付書の発行一覧を出力できること。 ※4 普通徴収対象者について全期前納に対応した納付書が作成できること ※5 納付書については、クレジット納付、マルチペイメント、JPQRの規格に対応した 請求書払い用のQRコードの規格に対応した納付書を出力できること。</p>		<p>納付書については、原則、国保標準システムと同様 の様式としていくことで検討している。今後、国保 標準システムでの検討結果も踏まえて最終的に様式 は確定させる。</p> <p>納付書について指定したJPQRのコード以外のQRコー ドを使用した収納方法を実現する場合、当該出力要 件は標準化対象外とする。</p> <p>納付書については、各自治体ヒアリングの結果、コ ンビニ収納はどの自治体でもニーズがあったため、 実装必須。それ以外の収納方法については、ニーズ が大規模市区町村以外ではなかったことから、標準 オプションとしている。</p>
		3.4.10.	<p>広域連合送付期割結果情報作成 広域連合向けの期割結果情報を作成できること。 ※1 期割情報（市区町村→広域連合）を作成すること。</p>	<p>※2 作成した対象情報を管理できること。</p>		<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合 電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏 められている。</p>
		3.4.11.	<p>広域連合送付期割対象者確認 広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。</p>			
3.5. 異動賦 課		3.5.1.	<p>保険料情報登録 広域連合における異動賦課処理の結果、送付される保険料情報（広域連合→市区町村）を基に、保険料情 報の更新（登録・照会）を行えること。 ※1 保険料情報を管理できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。</p>	<p>保険料情報登録 広域連合における異動賦課処理の結果、送付される保険料情報（広域連合→市区町村）を基に、保険料情 報の更新（修正・削除）を行えること。</p>		<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合 電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏 められている。</p>
		3.5.2.	<p>保険料情報更新対象者確認 保険料情報（広域連合→市区町村）の更新対象者を一覧等で確認できること。</p>			
		3.5.3.	<p>特別徴収追加候補者情報登録 国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を取り込めること。 ・後期特別徴収結果情報（特別徴収追加候補者情報） 【管理項目】 ・国保連合会とのインターフェースに準拠</p>			
		3.5.4.	<p>特別徴収対象者拡張（介護保険）情報（制度間インターフェース）登録 後期高齢支援システムにて特別徴収依頼処理を行うため、介護保険担当課から受領した以下の特別徴収依頼 に関する情報を取込めること。 ・特別徴収対象者情報（介護特別徴収対象者拡張情報） 【管理項目】 ・制度間インターフェース（※1）に準拠 ※1 平成18年12月4日に提示した「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険 庁－国保中央会間）」のインターフェース仕様、市町村内の制度間における情報交換仕様としての項目を追 加したもの。</p>			
		3.5.5.	<p>特別徴収追加候補者把握 特別徴収追加候補者情報、介護特別徴収対象者拡張情報（制度間インターフェース）と、システムで管理して いる被保険者情報を突合・紐付し、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。 ※1 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。</p>	<p>※2 個別に紐付けの解除ができること。</p>		

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
		3.5.6.	<p>期割額算定 最新の資格の取得・喪失、所得変更、生活保護異動、特別徴収依頼処理結果情報、特別徴収天引き不能、納付方法変更等を反映した保険料の即時更正に伴う期割の登録・照会・削除ができること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所） ・賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収対象年金 ・決定年月日、決定理由 ・期別保険料額（期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限） 等</p> <p>※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ※3 特別徴収対象とならなかった者は、普通徴収者として調整できること。 ※4 納付方法変更として指定した対象者に適用期間が設定されている場合、適用期間までの間、普通徴収にできること。 ※5 年度途中で保険料が増額決定された場合、特別徴収分を変更することなく、増額分のみを普通徴収することができること。 ※6 併徴者について、年度途中で保険料が増額決定された場合、特別徴収分を中止することなく、普通徴収の増額更正に対応できること。 ※7 資格喪失者の現年度分の賦課更正を行い、普通徴収の徴収額が残る場合、直近の納期でまとめて徴収できること ※8 現存者の現年度分の賦課更正を行い、普通徴収の徴収額の増額が発生する場合、増額分を直近の納期から最終の納期分に加えて按分して徴収できること ※9 過年度分の賦課更正を行い、増額が発生する場合、以下のいずれかの対応ができること ・直近の納期から最終の納期までで按分して徴収する ・随時期（相当年度が同一で、相当年度の通常期の納期に該当しない期）を作成する</p>	<p>期割額算定 最新の資格の取得・喪失、所得変更、生活保護異動、特別徴収依頼処理結果情報、特別徴収天引き不能、納付方法変更等を反映した保険料の即時更正に伴う期割の修正ができること。</p> <p>※10 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。</p>		
		3.5.7.	<p>特別徴収各種異動情報作成 以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収各種異動情報（特別徴収追加依頼通知、資格喪失等の通知、住所地特例該当者通知）</p> <p>※1 12月または2月特別徴収開始に係る特別徴収追加依頼情報を2月にまとめて国保連に送付し、4月特別徴収開始とする運用があるため、市区町村の運用に合わせて年金保険者に特別徴収追加依頼通知を作成できること。</p> <p>【管理項目】 ・国保連会とのインタフェースに準拠</p>			
		3.5.8.	<p>特別徴収各種異動情報確認 後期特別徴収各種異動情報を一覧等で確認できること。</p>			
		3.5.9.	<p>保険料決定（変更）通知書兼納入通知書・納付書作成 求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、3.4.9と同様。</p>	<p>求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、3.4.9と同様。</p>		
		3.5.10.	<p>広域連合送付期割結果情報作成 求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、3.4.10と同様。</p>	<p>求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、3.4.10と同様。</p>		<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。</p>
		3.5.11.	<p>広域連合送付期割対象者確認 求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、3.4.11と同様。</p>			

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
3.6. 口座振替依頼	3.6.1.	3.6.1.	振替口座登録 機能要件は対象が振替口座であることを除き、1.2.10 口座情報取込・管理と同様	機能要件は対象が振替口座であることを除き、1.2.10 口座情報取込・管理と同様		
	3.6.2.	3.6.2.	口座振替依頼情報作成 暫定賦課・確定賦課・異動賦課により賦課された保険料期割額について、保険料徴収に係る口座振替依頼データおよび、金融機関への口座振替依頼書を作成できること。 口座振替依頼データは、全銀協フォーマットで作成すること。 ※口座振替依頼書に関しては、全庁的にレイアウト等を統一している場合が多いこと等を考え、帳票詳細要件を定めないこととする。 ※1 他システムで振替依頼を実施している場合、本処理は対象外。	※2 口座振替依頼ファイルを依頼先の金融機関ごとにファイルを分割して作成できること ※3 振替日が全期前納可能期間（例：1期の納期減が未到来の期間であるか等）であり、登録口座の納付方法が全期前納となっている場合、全期前納金額を集計し、口座振替依頼データを作成できること。		地方団体の契約する指定金融機関等の仕様への編集については標準化対象外とする。
	3.6.3.	3.6.3.	口座振替依頼情報確認 作成した口座振替依頼情報を一覧等で確認できること。 ※1 他システムで振替依頼を実施している場合、本処理は対象外。			
	3.6.4.	3.6.4.		口座振替開始（変更）のお知らせ出力 口座振替依頼のあった対象者について、「口座振替開始（変更）のお知らせ」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-03■ ※1 他システムで出力を実施している場合、本処理は対象外。		
3.7. 納付方法変更	3.7.1.	3.7.1.	滞納情報確認 保険料徴収に係る滞納情報を照会できること。 ※1 他システムで照会可能な場合は対象外。	保険料徴収に係る未納状況（納期限未到来分）を照会できること。		
	3.7.2.	3.7.2.	申出認定処理 納付方法変更の情報を認定、却下できること。 【管理項目】 ・申出年月日 ・認定結果 ・相当年度 ・特徴中止期 ・適用期間等	【管理項目】 ・届出年月日 ・認定年月日		
3.8. 減免・猶予管理	3.8.1.	3.8.1.	徴収猶予情報登録 広域連合における徴収猶予の決定を受けて、その徴収猶予に関する決定内容を登録・修正・削除できること（延滞金計算および督促抑止に関して活用するため）。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名、住所） ・相当年度※2、賦課年度※2 ・申請年月日 ・決定内容（登録／取消） ・徴収猶予決定明細（期別、保険料額、徴収猶予申請日、徴収猶予期限日）等 ※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度	【管理項目】 ・納付誓約決定明細（期別、保険料額、納付誓約日、納付誓約期限日）		
	3.8.2.	3.8.2.		納付誓約書出力 徴収猶予を決定した者、および納期限までに保険料の納付が困難であると申し出て納付誓約を行った者に対し、「後期高齢者医療保険料 納付誓約書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-04■ ※1 他システムで出力可能な場合は対象外。		
3.9.所得把握	3.9.1.	3.9.1.		簡易申告書発行 「簡易申告書」を作成できること。 ※1 広域標準システムにて「簡易申告書」を出力するが、後期高齢支援システムでも出力できること。	所得照会書発行 「所得照会書」を作成できること。	所得照会書は原則、情報照会により広域連合が照会することになるため、今後、不要となる機能として二重開発抑止のために実装不可とした。 なお、簡易申告書については今後も紙の運用が継続となるため、後期高齢支援システムでの発行を可能としているが広域標準システムに機能があることから、標準オプションとしている。

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能 (実装すべき機能)	標準オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)	実装不可機能 (実装してはならない機能)	
4. 保険料 収納	4.1. 保険料 収納共 通管理	4.1.1.	保険料納付原簿管理 保険料納付原簿への記録事項を中心とした、被保険者の保険料収納状況に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1 (被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・収納状況 (相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納額 (保険料、督促手数料、延滞金)、未納額 (保険料、督促手数料、延滞金)、納期限、収納年月日※2、過誤納金額、還付済額、還付未済額、還付年月日、充当額 (保険料、督促手数料、延滞金)、充当先期別、充当年月日) ・納入方法 (納付書払い/口座振替/特別徴収) ・領収年月日※2、法定納期限 (普徴・特徴)、過誤納発生年月日、時効年月日、徴収方法 ・通知書番号 ・振替口座情報 (金融機関名、金融機関支店名、口座種目、口座番号、口座名義人) 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ・収納年月日：市町村に保険料が収められた年月日 ・領収年月日：被保険者が保険料を支払った年月日 (特別徴収=年金から天引きを行った日付 収納消込 (口座振替) =金融機関から引落しを行った日付 収納消込 (窓口) =被保険者が保険料を支払った日付)			
		4.1.2.	収納履歴照会 指定された年度分の収納情報を管理し、完納分も含めた収納履歴を照会できること。			
		4.1.3.	納付書再発行 随時、納付書の再発行ができること。 (出力要件は、3.4.9を参照)	複数期別を一括した納付書や、各期別の一部を指定した納付書を作成できること。また、一括した納付書や一部を指定した納付書にて収納消込が行えること。 ※1 一部内入金収納の対応のために出力する納付書については、保険料、延滞金、督促料を期別保険料額によらず入力して出力できること		
		4.1.4.	収納消込 収納消込データに関して各納付チャネル (一般納付 (OCR・パンチ) /口座振替/コンビニ納付) の収納データを取込、登録・修正・削除・照会ができること。 同一の期に対し、複数回の納付があった場合、複数納付データを管理し、当該期別の収納額を超過する場合、過誤納となること。 【管理項目】 ・被保険者※1 (被保険者番号、氏名) ・収納消込情報 (相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納年月日※2、納入方法 (窓口納付/コンビニ納付等)、消込エラー有無、収納額 (保険料、延滞金、督促手数料)、領収年月日※2)、徴収方法、口座振替不能情報 (保険料、理由、取扱期限、当初の納期限、振替不能期別に対する納入通知書の通知書番号) 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ・収納年月日：市町村に保険料が収められた年月日 ・領収年月日：被保険者が保険料を支払った年月日 (特別徴収=年金から天引きを行った日付 収納消込 (口座振替) =金融機関から引落しを行った日付 収納消込 (窓口) =被保険者が保険料を支払った日付) ※3 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外。 ※4 コンビニ納付を対応する場合、速報・確報情報を管理できること。 速報・確報情報を照会することができること。 速報データに対する取消データが連携された場合は、速報データを取消できること。 ※5 コンビニ収納データに対して仮消込状態として登録する場合、管理し管理画面から本更新ができること。	全期前納の納付データから、期別ごとの消込用データが自動で作成できること。 収納消込データに関して各納付チャネル (クレジットカード納付/スマートフォン納付/マルチペイメントネットワーク) の収納データを取込、登録・修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・消込エラー有無 各納付チャネルは連携される項目が業者ごとに異なることから管理項目は定めない。	収納機関から連携される各種収納データを収納消込が可能となる形に成型する処理については、業界内に統一標準がないことから標準化の対象外とする。	
		4.1.5.	収納消込 (エラーチェック) 収納消込データにおける二重消込等のエラーチェックが行えること。			
		4.1.6.	収納消込 (データチェック) 収納消込データにおける過不足等の確認が必要なデータのチェックが行えること。			
		4.1.7.	収納消込一覧確認 収納消込情報を抽出し、結果を一覧等で確認できること。			
		4.1.8.	保険料収納情報連携 住民税システムや確定申告受付システム、外部委託等に提供する保険料収納情報を作成できること。			個人住民税の機能要件において、以下のように実装すべき機能として規定されているため。

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等	
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）		
4.2. 収納消 込（自 主納 付）	4.1.9			決算書出力 ・現年度分及び滞納繰越分の決算資料を一覧で作成できること。			
		4.2.1.	収納消込結果確認 保険料徴収に係る収納消込（自主納付）結果情報を照会できること。				
		4.2.2.	収納消込データ修正 収納消込データに関して修正・削除ができること。 ※1 他システムを参照し表示している場合は修正・削除の処理は対象外。				
		4.2.3.	広域連合送付収納情報作成 広域連合向けの収納情報を作成できること。			広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合 電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏 められている。	
	4.2.4.	広域連合送付収納対象者確認 広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。					
	4.3. 収納消 込（口 座振 替）	4.3.1.	口座振替依頼結果確認 保険料徴収に係る口座振替依頼結果情報を照会できること。				
		4.3.2.	口座振替不能通知書作成 口座振替不能となった期別に対し、「後期高齢者医療保険料 口座振替不能通知書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-01■				
		4.3.3.			口座振替結果通知書出力 被保険者に口座振替結果が正常であった内容を 通知するための口座振替納入済通知書を出力で きること。	介護保険の機能・帳票要件では以下理由により実装 不可となっている。 納付証明のための帳票は「4.7 納付証明書発行」と して要件があり、運用上、口座振替結果の取込後に 処理結果を通知する目的で通知書を発行する運用が 行われていないため実装不可とする。 上記を受けて検討を行った結果、後期では、口座振 替結果通知書を出力している市区町村がいたが、納 付証明書の様式に期毎の収納明細が出力できるので あれば単独の帳票として存在する要件でなくても問 題はないとの内容から介護と同様に実装不可とし た。	
		4.3.4.		口座振替不能納付書出力 口座振替不能となった期別に対し、口座振替不能分の納付書が出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.（※2、※5）の記載と同様。			
		4.3.5.		口座再振替依頼 預金残高不足等により口座振替不能となった期別に対し、口座再振替依頼を行えること。			自治体ヒアリングでは、再振替依頼を行わず、督促 状を送付しているという運用の方が多かったことも あり、標準オプションとしている。
		4.3.6.	広域連合送付収納情報作成 広域連合向けの収納情報を作成できること。			広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合 電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏 められている。	
		4.3.7.	広域連合送付収納対象者確認 広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。				
	4.4. 収納消 込（特 別徴 収）	4.4.1.	特別徴収結果情報取込 国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を取り込めること。 ・後期特別徴収結果情報 【管理項目】（各情報共通） ・国保連合会とのインターフェースに準拠				
4.4.2.		特別徴収消込結果確認 保険料徴収に係る特別徴収消込結果を一覧等で確認できること。					
4.4.3.		広域連合送付収納情報作成 広域連合向けの収納情報を作成できること。			広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合 電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏 められている。		
4.4.4.		広域連合送付収納対象者確認 広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。					

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
	4.5. 還付・ 充当	4.5.1.	過誤納情報確認 還付・充当処理に繋げるために、過誤納金の発生状況を確認できること。			
		4.5.2.	還付・充当登録 過誤納金に対する還付・充当内容および、還付金の支払いに関して登録・修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名） ・過誤納発生事由（賦課更正／二重納付等） ・相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号 ・過誤納金額合計、充当金額合計、還付加算金合計、還付金額合計 ・過誤納金の内訳（期別、特別徴収保険料、普通徴収保険料、督促手数料、延滞金） ・収納額（保険料、延滞金、督促手数料）、領収年月日※2、過誤納金額、年金返納額） ・還付（還付済額、還付未済額、還付加算金） ・充当情報（相当年度※2、賦課年度※2、充当先期別、充当金額（保険料、督促手数料、延滞金）、充当処理年月日） ・口座情報（金融機関名、金融機関支店名、口座種目、口座番号、口座名義人） ・還付情報（相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、還付済額、還付未済額、還付加算金、還付処理年月日） ・徴収方法、過誤納発生年月日、支出決定日、還付請求書の発行年月日、受付年月日 ・申請者（氏名、住所、電話番号、被保険者との関係） ・還付管理番号 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ・領収年月日：被保険者が保険料を支払った年月日（ 特別徴収＝年金から天引きを行った日付 収納消込（口座振替）＝金融機関から引落しを行った日付 収納消込（窓口）＝被保険者が保険料を支払った日付） ※3 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。	一括処理にて過誤納金に対する自動充当を行う場合、自動充当対象とする納期到来分の未納期別の範囲を指定できること。 ※4 自動充当の対象としない対象者被保険者を個別に指定できること 【管理項目】 ・歳入／歳出、過誤納金が発生した納入通知書の通知書番号 ・振込予定日、相続人氏名、住所等（過誤納発生事由が死亡の場合） ・消滅時効起算日		
		4.5.3.	還付（充当）通知書作成 保険料の還付および充当が発生する被保険者について、「後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書」を出力することができる。また、保険料の還付がなく、充当のみ発生する被保険者について、「後期高齢者医療保険料充当通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-02■ ■帳票詳細要件 シート：収納-03■	※1 一括出力もできること		
		4.5.4.	還付口座登録 住民から受領した還付請求書をもとに還付用の口座情報を登録・照会・修正・削除できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。	還付口座登録 住民から受領した還付・充当希望確認票をもとに還付用の口座情報を登録・照会・修正・削除できること。		
		4.5.5.	還付金口座振込依頼情報作成 保険料還付に係る口座振込依頼データおよび、金融機関への口座振込依頼書を作成できること。 口座振り込み依頼データについては、全銀協フォーマットで作成できること。 ※口座振込依頼書に関しては、全庁的にレイアウト等を統一している場合が多いこと等を考え、帳票詳細要件を定めないこととする。			みずほ銀行指定のフォーマットなども要件に入れた旨、起案があったが、最終的には全銀協フォーマットで依頼することもあり、要件としては織り込まないこととしている。
		4.5.6.	広域連合送付収納情報作成 充当を契機として広域連合向けの収納情報を作成できること。			広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。
		4.5.7.	広域連合送付収納対象者確認 広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。			

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
		4.5.8.		還付請求書出力 還付が発生している被保険者に対し、還付口座等の情報を記入するための、「還付請求書」が出力できること。 ※1 一括出力もできること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-04■		
		4.5.9.		還付・充当希望確認票作成 保険料の還付および充当が発生する被保険者について、還付か充当するかの希望を確認する「後期高齢者医療保険料還付・充当希望確認票」が出力できること。 ※1 一括出力もできること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-05■		
		4.5.10.		収納状況のお知らせ作成 被保険者が還付か充当するか判断するための判断根拠として、納期ごとの未済額詳細（保険料、延滞金、督促手数料）を印字する「後期高齢者医療保険料収納状況のお知らせ」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-06■		
		4.5.11.	還付時効管理 保険料還付の時効管理できること。 （還付金の時効（2年、還付加算金の時効（5年）でそれぞれ管理できること）			時効管理は他システムで標準オプションとされているものもあったが、法律で定められている事項であることから、実装必須機能として規定した。
		4.5.12.	還付加算率管理 保険料還付の還付加算率を管理できること。			
		4.5.13.	還付加算金計算 還付加算金の計算ができること。			
4.6. 納付証明書発行	4.6.1.	納付証明書作成 年間納付済額を被保険者に通知するための「後期高齢者医療保険料 納付証明書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-07■ ※1 納期未到来分については、未納額として印字できること。 ※2 納期到来未納分については、納期到来未納額として印字できること。	納付確認書作成 年間納付済額を被保険者に通知するための「後期高齢者医療保険料 納付確認書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-07■ ※3 出力対象を特別徴収、普通徴収、口座振替のみで選択することができること。		納付証明書については公印つき、納付確認書については公印なし（手数料をとらない）として運用を行っている自治体が複数存在したため、標準オプションとして納付確認書を設けている。	
	4.6.2.	納付証明書出力対象者確認 「後期高齢者医療保険料 納付証明書」の出力対象者を一覧等で確認できること。	納付確認書出力対象者確認 「後期高齢者医療保険料 納付確認書」の出力対象者を一覧等で確認できること。			

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書				
大項目	中項目		実装必須機能 (実装すべき機能)	標準オプション機能 (実装してもしなくてもよい機能)	実装不可機能 (実装してはならない機能)	要件作成における経緯・留意事項等	
5. 滞納管理	5.1. 滞納共通管理	5.1.1.	滞納者情報管理 滞納者の情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1 (被保険者番号、氏名、住所、電話番号) ・滞納期別 (相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納額、滞納額、納期限、延滞金、延滞金収納額、不納欠損有無) ・滞納処分状況 (滞納処分年月日、滞納処分区分 (差押/交付要求等)) ・連帯納付義務者である世帯主、配偶者 (氏名、住所) ・不納欠損有無 (不納欠損額、時効完成日)、滞納処分状況 (執行停止の有無) ・公示年月日、時効完成予定年月日 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度	【管理項目】 ・督促手数料 ・滞納期別 (分納有無、督促手数料収納額) ・滞納整理員 (担当者名)		督促手数料については、徴収している市区町村、徴収していない市区町村があることから全般的に項目を標準オプション扱いとしている。	
		5.1.2.	保険料徴収時効管理 保険料徴収の時効管理について時効完成年月日を期別ごとに管理 (設定・保持・修正) できること。 時効完成した滞納者に対して、時効完成期別か否かを自動で識別でき、滞納期別から除外されること。	時効完成年度か否かを識別できること。		時効に関しては構成員意見を踏まえ、国民健康保険システムの標準仕様書と同一となるように機能要件を記載している。	
		5.1.3.	保険料徴収時効管起算日管理 保険料徴収の時効管理について起算日の判断条件・時効更新・完成猶予要件について任意で登録・設定できること。 充たによる納付の場合は時効延長を行わないこと。 時効計算は領収日を起点とすること。				
		5.1.4.	確定延滞金時効管理 確定延滞金についても時効の管理 (設定・保持・修正) ができること。	督促手数料についても時効の管理 (設定・保持・修正) ができること。			
		5.1.5.	時効の起算日、更新要件、完成猶予要件に基づいて、時効完成年月日を期別単位、年度単位で法令どおりに自動計算できること。				
		5.1.6.	延滞金加算率等、延滞金運用に関する情報を管理できること。 ※1 延滞金加算率については、年ごとに管理できること				
		5.1.7.	日付や滞納期別を指定し、指定日時点の延滞金の試算が行えること。				
		5.1.8.		対象者の交渉記録 (滞納折衝年月日、滞納折衝内容) 等の滞納整理に関する情報について、登録・修正・削除・照会できること。			
		5.1.9.	現年度会計の決算処理を行い、滞納分に関する繰越ができること。	※1 繰越のタイミングについては、任意に設定できること。		滞納繰越を行うタイミングが3月末、5月末等で異なることから、標準オプションの機能を記載している。	
		5.1.10.	過年度会計の決算処理を行い、滞納分に関する繰越ができること。	※1 繰越のタイミングについては、任意に設定できること。			
5.2. 督促	5.2.1.	滞納者把握 納期限から指定期間以上経過している収納情報を抽出し、滞納情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1 (被保険者番号、氏名、住所) ・未納期別 (相当年度※2、賦課年度※2、期別、未納額、納期限、延滞金、督促手数料) ・督促状発行情報 (発行年月日、指定納期限) 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度	滞納者の情報について、指定した条件により一覧をEUC機能を利用して出力できること。 <出力項目及び抽出条件> ・宛名番号、住所、送付先、滞納額 (本料・延滞金)、担当、賦課年度、相当年度、期別 ・分納有無、滞納処分・猶予の有無、執行停止の有無、地区、電話番号 ・電話番号の有無、滞納者区分 (性質・進捗状況)、死亡者、時効完成予定者、 ・処分中の財産種類、通知書番号、督促発付の有無、時効到来の有無、不納欠損の有無 ・死亡年月日、収納日、異動予定/確定日、消込/仮消込、催告書の発送有無 等 差押等の処分をした期別について、処分期別が完納となった対象者を抽出できること。 <出力項目及び抽出条件> ・個人情報の異動者、滞納額 (督促手数料)				

機能名称		標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等	
大項目	中項目	機能ID 1.0版	実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）		実装不可機能 （実装してはならない機能）
		5.2.2.	督促・滞納者確認 督促対象者を一覧等で確認できること。			
		5.2.3.	督促状作成 「後期高齢者医療保険料 督促状」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-01■ ※1 帳票詳細要件にて定めるのは、「督促状」として必要な項目のみとする。	※2 一括出力もできること ※3 速報、徴収猶予、督促抑止情報を加味して督促状出力対象を制御できること。 納付/分納誓約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、督促状を出力できること。 ※4 延滞金、督促手数料を加味して督促状を出力できること。		
		5.2.4.	督促用納付書作成 督促状出力が行われた対象者について、「納付書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-05■ ※1 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.（※2）の記載と同様。	※2 一括出力もできること ※3 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.（※5）の記載と同様。		
		5.2.5.	督促状作成対象者確認 「後期高齢者医療保険料 督促状」の出力対象者を一覧等で確認できること。	※1 督促状出力後、該当の期に対し、納付などがあり、督促状の発送が不要になった対象者についても、処理期間等を指定し、あわせて確認できること。		
		5.2.6.	督促用納付書作成対象者確認 「納付書」の出力対象者を一覧等で確認できること。			
		5.2.7.	広域連合送付滞納者情報作成 指定基準日時点で、納期を過ぎている対象者を滞納対象者として把握後、当該対象者への督促状発行を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。			広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。
		5.2.8.	広域連合送付滞納者確認 広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。			
5.3. 催告・猶予措置		5.3.1.	催告対象者確認 督促後も納付がない催告対象者を抽出し、一覧等で確認できること。			
		5.3.2.	催告書作成 「後期高齢者医療保険料催告書」（滞納者に対する催告を目的とした通知）が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-02■ ■帳票詳細要件 シート：滞納-03■ ※1帳票詳細要件にて定めるのは、「催告書」として必要な項目のみとする。	※2 一括出力もできること ※3 速報、徴収猶予、催告抑止情報を加味して催告書出力対象を制御できること。 納付/分納誓約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、催告書を出力できること。 ※4 延滞金、督促手数料を加味して催告書を出力できること。		
		5.3.3.	催告用納付書作成 催告書出力が行われた対象者について、「納付書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-05■ ※1 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.（※2）の記載と同様。	※2 一括出力もできること ※3 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.（※5）の記載と同様。		
		5.3.4.	催告書作成対象者確認 「後期高齢者医療保険料催告書」の出力対象者を一覧等で確認できること。	※1 催告書出力後、該当の期に対し納付などがあり、催告書の発送が不要になった対象者についても、処理期間等を指定し、あわせて確認できること。		
		5.3.5.	催告用納付書作成対象者確認 「納付書」の出力対象者を一覧等で確認できること。			
		5.3.6.	広域連合送付滞納者情報作成 催告書の発行を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。			広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	要件作成における経緯・留意事項等
		5.3.7.	広域連合送付滞納者確認 広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。			
		5.3.8.		分納計画情報管理 分納計画や収納状況、誓約等の情報が登録・取消・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号） ・分納計画 ・分納承認年月日 ・分割回数 ・分納期別（納付額、納期限） ・分納額 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 延滞金・督促手数料を含めて分納計画が作成できること		
		5.3.9.		分納計画 分納相談に対応し、現状の滞納者の情報を基に分納計画を試算できること。 ※1 延滞金・督促手数料を含めて分納計画が作成できること		
		5.3.10.		分納誓約書作成 「後期高齢者医療保険料 分納誓約書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-04■		
		5.3.11.		分納用納付書作成 分納誓約等に合わせて、分納期別に対する「納付書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-05■ ※1 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.（※2、※5）の記載と同様。		
		5.3.12.		分納承認連絡書作成 「後期高齢者医療保険料 分納承認連絡書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-05■		
5.4. 滞納処分		5.4.1.	滞納処分登録 滞納処分の状況が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号） ・滞納期別（相当年度※2、賦課年度※2、期別、時効年月日） ・滞納処分状況（滞納処分開始年月日、滞納処分終了年月日、滞納処分内容（差押・交付要求等）） ・時効更新日、時効更新事由 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度	【管理項目】 ・債権種別		
		5.4.2.	収納消込 滞納処分に伴う配当額を滞納期に消し込みできること。			
		5.4.3.	時効予定者確認 保険料徴収の時効予定者や時効を迎えた対象者を抽出し、一覧等で確認できること。			

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	要件作成における経緯・留意事項等
		5.4.4.	<p>不納欠損登録 時効対象者に対して、不納欠損が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号） ・滞納期別（相当年度※2、賦課年度※2、期別、時効年月日、不納欠損年月日、不納欠損事由）等</p> <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ※3 不納欠損について、本料、督促手数料、延滞金をそれぞれの時効を勘案して処理できること。 ※4 時効起算日より一定期間（例：2年、延滞金の場合は5年等）を過ぎても完納となっていない保険料に対し、 不納欠損の登録が一括処理にて実施できること。 ※5 執行停止の登録を行うことができること</p>	<p>【管理項目】 ・執行停止事由</p>		
		5.4.5.	<p>不納欠損登録結果確認 不納欠損を登録した対象者を抽出し、一覧等で確認できること。</p>			
		5.4.6.	<p>広域連合送付滞納者情報作成 不納欠損登録等を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること</p>			広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。
		5.4.7.	<p>広域連合送付滞納者確認 広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。</p>			
		5.4.8.		<p>換価猶予情報登録 換価猶予、猶予の期間延長について、期別を選択して管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p>【管理項目】 ・開始年月日、終了年月日、決議年月日、取消起案年月日、取消決議年月日 ・取消理由、財産（担保）の設定、起案年月日、文書番号（整理番号） ・延滞金減免率、猶予区分（当初、延長）、申請年月日、猶予理由 ・許可区分、不許可理由、決定年月日</p> <p>猶予期間経過後の対象を抽出し、一括で取消ができること。あるいは、自動で猶予状態が終了されること。</p>		国民健康保険システムにおける標準仕様書では、実装必須、標準オプションがそれぞれ機能毎に分かれているが、後期高齢においては差押えまでに至る対象件数が国保よりも少ないことも踏まえ、標準オプションとしている。
		5.4.9.		<p>換価猶予関連帳票出力 換価猶予、猶予の延長を認めるとき、認めない時にそれぞれ以下の帳票を出力できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換価猶予許可通知書 ・換価猶予不許可通知書 ・換価猶予取消通知書 ・換価猶予期間延長許可通知書 ・換価猶予期間延長不許可通知書 <p>上記の帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。（帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること）</p>		
		5.4.10.		<p>換価猶予に関する時効管理 換価猶予について、時効の進行為法どおり管理されること。</p>		
		5.4.11.		<p>換価猶予時の延滞金減免計算 換価猶予について、延滞金減免率に指定した減免割合で、延滞金の減免が行えること。</p>		
		5.4.12.		<p>換価猶予取消時の延滞金免除有無管理 換価猶予取消の起因となる事実が生じた以後の期間に係る延滞金の免除の有無を選択できること。</p>		
		5.4.13.		<p>延滞金減免申請管理 延滞金減免申請管理について国民健康保険システムの標準仕様書「延滞金減免」に記載された機能と同様の要件を実装していること。</p> <p>帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。（帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること）</p>		
		5.4.14.		<p>財産調査処理 差押え対象者に関する財産調査について国民健康保険システムの標準仕様書「財産調査処理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。</p> <p>帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。（帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること）</p>		

機能名称		機能ID 1.0版	標準仕様書			要件作成における経緯・留意事項等
大項目	中項目		実装必須機能（実装すべき機能）	標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）	実装不可機能（実装してはならない機能）	
		5.4.15		<p>滞納処分処理 滞納者に対する滞納処分処理について国民健康保険システムの標準仕様書「滞納処分処理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。</p> <p>帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。（帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること）</p>		
		5.4.16		<p>公売管理 差押え対象者に関する公売管理について国民健康保険システムの標準仕様書「公売管理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。</p>		
		5.4.17		<p>執行停止 差押え対象者に関する執行停止処理について国民健康保険システムの標準仕様書「執行停止処理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。</p> <p>帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。（帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること）</p>		
		5.4.18	<p>広域連合送付収納情報作成 差押え等による収納を契機として広域連合向けの収納情報を作成できること</p>			